２医国第61977号

令和3 年1 月29日

各関係団体　御中

香川県知事　浜田　恵造

感染拡大防止対策期の延長について

本県では、県における新型コロナウイルス感染症への警戒レベルを１月９日（土）から「感染拡大防止対策期」とし、県民の皆さまに、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往来を慎重に検討していただくとともに、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請し、また、事業者の皆さまに対しては、ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をお願いしているところです。

現在の県内の感染状況については、１月２４日には３７日ぶりに新規感染者数がゼロとなるなど、「感染拡大防止対策期」に移行することを決定した際の数値から見れば、感染がさらに拡大することは何とか抑えられているものと認識しており、多くの県民の皆さま、事業者の皆さまが感染防止にご協力いただいていることに対して、感謝申し上げます。

一方で、いまだに新規感染者が連日確認され、いわば、予断を許さない状況であることには変わりがなく、今後の発生傾向をもう少し見極める必要があると考えております。また、全国の感染状況を見ても、緊急事態宣言が発令された時期と比較すれば、感染者の急拡大という事態は抑えられているものの、今後の発生状況について、なお注視していく必要があります。

このため、１月２９日（金）までとしておりました「感染拡大防止対策期」については、２月１２日（金）までの２週間延長することとし、県民の皆さま、事業者の皆さまに、引き続き、感染防止対策の徹底など、特措法に基づく協力要請としてお願いをいたします。

　つきましては、貴職におかれまして、「感染拡大防止対策期における対策について」（別紙）の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。